

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 6 日
契 約 業 者 名	R 4 ・ 5 ・ 6 亀有・代々木管内橋梁点検業務復建エンジニアリング・首都高技 代表者 (株) 復建エンジニアリング
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 1 1 番 1 2 号
業 務 の 名 称	R 4 ・ 5 ・ 6 亀有・代々木管内橋梁点検業務
業 務 場 所	東京国道事務所亀有出張所及び代々木出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、道路橋の各部材の状態を把握することで損傷及び変状を早期に発見し、当該施設に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通を確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うものである。 1. 関係機関との協議資料作成 2. 状態の把握 (点検) 3. 第三者被害予防措置 4. 点検調書作成 5. 補修設計 6. 全国道路施設点検データベース登録 7. 機械経費 (橋梁定期点検) 8. 安全費 (橋梁的点検)
履 行 期 間 (自)	令和 4 年 9 月 2 7 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 1 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 4 3 , 5 7 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 6 4 , 4 7 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 関係機関との協議資料作成 道路構造物診断判定会議について、開催の回数及び診断の対象となる橋梁数が確定したため、道路メンテナンス会議資料作成補助を追加する。 2. 状態の把握 (点検) 現地精査の結果、各橋梁における点検方法と点検面積を実績に合わせたため、状態の把握 (点検) を数量精査 (増) する。 3. 第三者被害予防措置 関係機関の工事遅延に伴い、本業務内で松代橋の点検が実施できないことが判明したため、打音検査を数量精査 (減) する。 4. 点検調書作成 上記点検実績の精査に伴い、第三者被害予防措置の点検調書作成を数量精査 (減) する。 5. 補修設計 点検結果を確認したところ、早急に補修設計を実施する必要がある橋梁が判明したため、補修設計を数量精査 (増) する。 6. 全国道路施設点検データベース登録 上記点検実績の精査に伴い、全国道路施設点検データベース登録を数量精査 (減) する。 7. 機械経費 (橋梁定期点検) 上記点検実績の精査に伴い、使用する機械の数量精査 (増) をする。 8. 安全費 (橋梁的点検) 関係機関協議の結果、点検に伴う安全対策を実施する必要性が生じたため、安全費を追加する。